

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

令和四年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

令和四年二月七日（月）午後二時三〇分から午後四時まで

二 場所

東広島市西条栄町七番一九号

東広島芸術文化ホール くらら 小ホール

三 事案

東広島都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更について（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載した書面を広島県知事（郵便番号七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号 広島県土木建築局都市計画課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

令和四年一月十一日（火）から令和四年一月二十五日（火）まで（郵送の場合は、令和四年一月二十五日（火）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、選定の結果を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

令和四年一月十一日（火）から令和四年一月二十五日（火）まで

2 閲覧場所

広島県土木建築局都市計画課、東広島市都市部都市計画課

3 閲覧時間

閉庁日を除く平日の午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号

土木建築局都市計画課（電話〔〇八二〕五二三一四一一七〔ダイヤルイン〕）

(別記)

東広島都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)に関する都市計画の変更素案の概要

一 変更に係る面積

区 分	面 積
変更前の市街化区域面積	約二、九七九ヘクタール
市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	約八ヘクタール
変更後の市街化区域面積	約二、九八七ヘクタール
特定保留区域面積	約一六ヘクタール

二 主要な変更の内容

- 1 令和十二年を目標年次とする。
- 2 現在の市街化区域周辺の都市基盤整備が進んでいる地区について、計画的に市街化を進める見地から市街化区域に編入する。
- 3 市街化調整区域から市街化区域への編入は、計画的な市街地の整備が必要かつ確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行う。
なお、市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち、地区計画などによる計画的市街地整備の見込みが確実でない区域(特定保留区域)については、市街化区域への編入要件が整った時点で市街化区域に編入する。